

【墨田区】こども誰でも通園制度に関するQ&A (利用者向け) 【1：制度全般】 (R8.3.1時点)

●現時点での情報で作成しているため、今後の国・都・区の方針等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

No	大分類	小分類	質問	回答	備考
1	制度概要	制度	「こども誰でも通園制度」とは何ですか。「乳児等通園支援事業」と同じものですか。	保育所等に通っていない0歳6か月児から満3歳未満まで（3歳の誕生日の前々日まで）を対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、国が児童福祉法及び子ども・子育て支援法で定めている「乳児等通園支援事業（正式名称）」を指します。	
2	制度概要	目的	本制度の目的は何ですか。	国としては「全てのこどもの育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化する」ことを掲げています。	
3	制度概要	対象施設	どんな施設で実施されますか。	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等のうち、実施を希望し、区の認可を受けた施設が対象となります。	
4	制度概要	対象者	どんな人が対象になりますか。	「保育所等に通っていない0歳6ヶ月児から2歳児（満3歳の誕生日の前々日まで）の墨田区民」の中で、利用を希望し、区の認定を受けた方が対象となります。	
5	制度概要	対象者	「保育所等に通っていない」とはどういう意味ですか。	認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業所、家庭的保育者、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業）及び企業主導型保育事業所に通っていない児童が対象となります。企業主導型保育事業所以外の認可外保育施設に通っている児童は対象となります。また、一時預かりやベビーシッター、幼稚園のプレ保育を利用している児童も対象となります。	
6	制度概要	対象者	「認証保育所」に通っている場合も対象となりますか。	認可外保育施設となるので対象となります。	
7	制度概要	対象者	墨田区内の実施施設について、墨田区民以外の利用も可能ですか。	国の制度としては墨田区民以外の利用も可能ですが、定期利用枠で、利用希望者が利用募集数よりも多い場合において、区の方針としては区民を優先する見込みです。柔軟利用枠では、各施設の判断となります。	
8	制度概要	利用者負担	墨田区民が墨田区内の施設を利用する場合、「児童一人あたり月10時間までの利用」について、利用者は費用がかかりますか。	児童一人あたり月10時間までの利用者負担額（給食費・おやつ代、預かりに直接必要な保育材料費、光熱水費及びこれらにかかる消費税相当分を含む）は無償です。「こども誰でも通園制度総合支援システム」では利用料金が表示された場合でも、利用者から施設への支払いは不要です。利用者が施設に支払う必要があるのは、延長(超過)料金等、事前面談の際に施設から説明を受ける「重要事項説明書」に記載のあるものとなります。	R8.3.1更新
9	制度概要	利用者負担	墨田区民が墨田区内の施設を利用する場合、給食費、おやつ代、教材費等の実費を支払う必要がありますか。	児童一人あたり月10時間までの利用者負担額（給食費・おやつ代、預かりに直接必要な保育材料費、光熱水費及びこれらにかかる消費税相当分を含む）は無償です。利用者が施設に支払う必要があるのは、延長(超過)料金等、事前面談の際に施設から説明を受ける「重要事項説明書」に記載のあるものとなります。	R8.3.1更新
10-1	制度概要	利用者負担	墨田区民で、墨田区外の施設を利用した場合、費用はかかりますか。	基本的には、児童一人あたり月10時間までの利用者負担額（1時間あたり300円まで）は無償（区から後に施設に支払い）の想定となりますが、施設によっては、利用者負担額が1時間あたり300円より高い場合は差額の料金が発生する場合や、一度全額を施設にお支払いいただき、後に区から利用者に1時間あたり300円を上限に返金する可能性もあります。利用予定の施設に事前にご確認をお願いします(施設によっては、キャンセル時にキャンセル料や実費等が発生する場合がありますので、そちらもご確認ください)。	
10-2	制度概要	利用者負担	墨田区民で、墨田区外の施設を利用した時、利用料金(1時間あたり300円)を支払いました。区に申請すればお金は戻ってきますか。	1時間あたり300円を上限に月10時間分までは区から利用者にお支払いすることが可能です。申請方法等の詳細は、墨田区子ども施設課保育給付担当(03-5608-1253)までお問合せください。	R8.3.1追加
11	制度概要	利用者負担	墨田区民以外で、墨田区内の施設を利用した場合、費用はかかりますか。	児童一人あたり月10時間までの利用者負担額（給食費・おやつ代、預かりに直接必要な保育材料費、光熱水費及びこれらにかかる消費税相当分を含む）は無償の想定です。利用者が施設に支払う必要があるのは、延長料金等、事前面談の際に説明を受ける「重要事項説明書」に記載のあるものとなります。	
12	制度概要	対象者	「2歳児」については、年度の途中で3歳になると利用ができなくなるということですか。	お見込みのとおりです。3歳になると幼稚園等の「満3歳児」として第1の給付（こどものための教育・保育給付）を受けることが可能になるためです。	
13	制度概要	自治体	どこの自治体で実施していますか。	令和7年度は各自治体の判断において実施していますが、令和8年度からは給付制度として全自治体での実施となります。墨田区としても令和8年4月の事業開始に向けて準備を進めています。	
14	制度概要	実施類型	実施類型にはどんなものがありますか。	大きくは「一般型」と「余裕活用品」に分けられます。「一般型」は、通常の利用定員とは別に定員を設定し、専用室もしくは在園児と同室での受入れを行います。「余裕活用品」は通常の利用定員の空きを活用し、在園児と同室での受入れを行います。	

【墨田区】 こども誰でも通園制度に関するQ&A (利用者向け) 【1：制度全般】 (R8.3.1時点)

●現時点での情報で作成しているため、今後の国・都・区の方針等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

No	大分類	小分類	質問	回答	備考
15	制度概要	実施類型	「余裕活用型」と「一般型（在園児同室）」はどう違うのですか。	どちらも施設の在園児と同じ部屋での受入れが基本となりますが、「余裕活用型」は「入所定員内」で空きを活用するため、通常入所により空きが埋まった後は、誰でも通園の枠はなくなります。一方、「一般型（在園児同室）」は「入所定員外」で認可基準（面積基準・職員配置基準）を満たした場合の受け入れとなります。	
16	制度概要	利用方法	利用方法にはどんなものがありますか。	「定期利用」と「柔軟利用（スポット利用）」があります。「定期利用」は「毎週〇曜日」などの定期的な利用とし、「柔軟利用」はそれ以外の利用を指します。施設ごとに「定期利用のみ」「柔軟利用のみ」「定期利用と柔軟利用」を選択しています。	
17	制度概要	実施日	各施設の開所日・開所時間帯はどこでわかりますか。	毎月1～8日の定期利用枠の利用者募集時に一覧に掲載するほか、アカウント発行後は「総合支援システム」上からも確認することが可能です。	
18	一時預かり	違い	「一時預かり事業」との違いは何ですか。	類似事業である「一時預かり事業」との主な違いは、以下のとおりです。 主な目的：一時預かりと比較した場合、誰でも通園ではより「こどもの育ち」に重きを置いています。 対象者：施設にもよりますが、一時預かりは0歳児から就学前を対象としており、誰でも通園は0歳6か月から満3歳未満を対象としています。 利用可能時間：一時預かりは各施設の設定によりますが、誰でも通園は「児童一人あたり月10時間まで」となります。 利用者負担額：一時預かりは基本的に有料ですが、誰でも通園は無償となります。	
19	一時預かり	対象者	対象者は「誰でも通園」も「一時預かり事業」もどちらも利用できますか。	誰でも通園は「児童一人あたり月10時間まで」となりますので、対象者は「一時預かり事業」も利用することが可能です。	
-	その他	その他	本制度に関して意見や疑問点がある場合はどうしたらいいですか。	墨田区子ども施設課保育給付担当の誰でも通園担当者（03-5608-1253）までお問い合わせください。	